

子どものこと

② 子どもをあずけたいとき

お母さんやお父さんが働いていたり、病気などで家庭で子どもの保育ができなくなったときに、お子さんをお預かりする次のような制度があります。

(1) 保育

▼保育所

小学校入学前のお子さんを、家庭で保育する人がいない場合に、保護者にかわって市内の保育所でお預かりしています。

★入所／概ね生後6か月から小学校入学前の3月31日まで、又は乳児受入(専門)保育所(市内18所)では概ね生後3か月からお預かりしています。

★保育時間／7:30～17:50

★保育料／各世帯の市民税額に応じて決まります。

※ひとり親世帯等の軽減制度があります。

▼家庭的保育

保護者の就労等で保育を必要とする生後57日目から3歳未満のお子さんを、保育士等の資格を持つ家庭的保育事業者が自宅等を開放して保育します。

▼小規模保育

保護者の就労等で保育を必要とする概ね生後6か月から3歳未満のお子さんを定員[6人以上19人以下]で保育します。事業所の設備や運営に関する基準、給食の提供、保育料などは、基本的に認可保育所と同じです。

▼事業所内保育

概ね生後6か月から3歳未満のお子さんを対象に、会社の事業所の保育施設などで、従業員の子とも地域の子どもと一緒に保育します。事業所の設備や運営に関する基準、給食の提供、保育料などは、基本的に認可保育所と同じです。

▼認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、地域の子育て支援を行う施設です。

各保育施設の一覧は北九州市HP

「[くらしの情報](#) > [子育て](#)」でご覧ください。

このほか、多様化する保育ニーズにお応えして、いろいろな保育を行っています。

※利用できる内容については、各保育施設で異なります。

区分	内容
延長保育	通常の保育時間を19時まで(一部の保育所は20時まで)延長しています。
夜間保育	夜間働いている保護者などのために、11時から22時の時間で保育しています。また、7時から11時と22時から24時の延長保育もしています。
一時保育	<p>※断続的保育サービス 保護者の仕事等のために、断続的に家庭での保育が困難となった場合、保育所が週3日を限度として、お子さんをお預かりします。</p> <p>※緊急保育サービス 保護者の病気等のために、緊急一時的に家庭での保育が困難となった場合に、連続14日間を限度として、お子さんをお預かりします。</p> <p>※育児リフレッシュ 保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担の解消を目的とする場合に、週3日を限度として、お子さんをお預かりします。</p>

区分	内容
休日保育	保育所を休日に開所し、日曜日や祝日等に働いている保護者を支援します。
障害児保育	障害児と健常児と一緒に保育し、相互の健全な育成を図ります。(保育所での集団保育が可能な障害児を対象にしています。)

◆問い合わせ先◆

あなたの住所地の
区役所子ども・家庭相談コーナー(47ページ参照)

▼病児保育

病氣中や病気の回復期にあり、保護者の勤務等の都合により、家庭での保育が困難な場合にお子さんを一時的にお預かりします。

実施施設名	住所	電話番号
あきたけ病児保育室(あきたけ医院内)	門司区東門司二丁目4番18号	321-0541
病児保育室りんご(よしだ小児科医院併設)	小倉北区馬借三丁目3番36号3階	531-7741
病児保育室わんぱくキッズ(えびす子どもクリニック併設)	小倉北区井堀三丁目10番6号シャルム明石II	383-0883
病児保育室キッズルームあだち(あだち古賀クリニック内)	小倉北区足立三丁目1番27号	080-3980-2757
佐藤病児保育室(佐藤こどもクリニック内)	小倉南区若園一丁目1番30号	941-6620
とうわ病児・病後児保育室(東和病院併設)	小倉南区守恒本町一丁目2番11号	090-5480-6620
ゆたかクリニック病児保育室(ゆたかクリニック併設)	小倉南区湯川新町四丁目25番2号	932-7550
かみそね病児保育室(そお小児科クリニック併設)	小倉南区上曾根五丁目2番5号	383-8385
つだこどもクリニック病児保育室(つだこどもクリニック併設)	若松区本町一丁目7番44号	761-2577
大蔵病児保育室(橋爪小児科内科医院併設)	八幡東区大蔵二丁目3番18号	651-8201
黒崎病児保育室(黒崎吉田医院内)	八幡西区黒崎三丁目4番3号	621-0946
にしむら病児保育室(西村医院内)	八幡西区楠橋上方二丁目1番10号	617-0298
病児保育室くじら(永犬丸小児科医院併設)	八幡西区三ヶ森一丁目3番5号	612-8300

問い合わせは各施設へ

(2) 放課後児童クラブ(学童保育クラブ)

放課後児童クラブは、放課後の小学校児童の健全育成を図るために遊びや生活の場を提供しており、概ね小学校区ごとに設置しています。低学年や留守家庭児童に限らず、利用できます。保護者負担金が必要です。※生活保護受給世帯と市県民税非課税世帯を対象に、保護者負担金の一部を助成する制度があります。

施設あんない

クラブ数／132クラブ(令和5年4月現在)

保育時間／通常 下校時から19:00まで(クラブにより異なります)

長期休暇中 8:30から19:00まで(クラブにより異なります)

子どものこと

(3) 児童館

児童館は、子どもたちに健全な遊びを提供して、その健康と情操を豊かにすることを目的とした屋内型の児童厚生施設です。

満18歳未満の児童と保護者、子ども会や母親クラブなど児童館活動にご協力いただいているボランティアの方が利用できます。市内に39館あり、放課後児童クラブ(学童保育クラブ)も運営しています(一部を除く)。

◆問い合わせ先◆

北九州市子ども家庭局子育て支援課
北九州市小倉北区内1-1 ☎582-2473

(4) ほっと子育てふれあいセンター

ほっと子育てふれあいセンターは、仕事の都合、冠婚葬祭、リフレッシュしたい時などに、会員相互による子どもの一時預かりや保育所への送迎のお世話をしています。北九州市内在住または勤務されており、生後3か月～小学6年生までのお子さんをお持ちの方がサービスを受けられます。

☆サービスを受けるには所定の利用料金が必要です。詳しくは、「ほっと子育てふれあいセンター」に直接お問い合わせください。

◆問い合わせ先◆

ほっと子育てふれあいセンター
北九州市小倉北区浅野三丁目8-1 AIMビル3階
「子育てふれあい交流プラザ」内 ☎511-3081

(5) 子どものショートステイ・ワイライステイ

保護者が病気等のため、家庭での養育が一時的にできない場合に、児童養護施設等で子どものお世話をします。

◆問い合わせ先◆

あなたの住所地の区役所子ども・家庭相談コーナー(47ページ)



③ 教育費

子どもの就学のために、いろいろな教育援助の制度があります。子どもの進学に伴って計画的な生活設計をたて、それぞれの窓口でよく相談されてからご利用ください。

(1) 就学援助制度

経済的な理由により、子どもの就学(市立小・中学校、県立中学校に在学)が困難な世帯に対して、学用品や給食費などの一部を援助します。

対象世帯

生活保護に準ずる程度に困窮している世帯で、
①生活保護が廃止又は停止になった
②世帯全員の市民税が非課税又は減免である
③児童扶養手当を受給している
④その他、経済的に困窮している
などの理由に該当する方

就学援助の内容

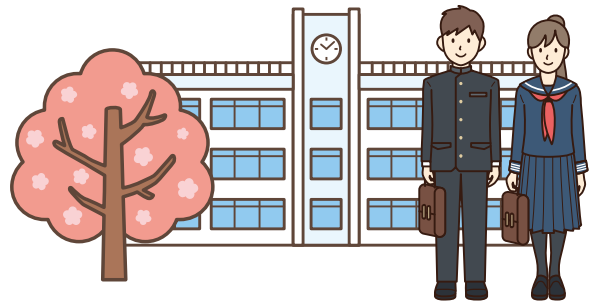
援助の種類には次のものがあります。
①新入学児童生徒学用品費(1年生・4月認定のみ。希望により入学前(3月)支給の制度あり。)
②学用品費等
③学校給食費
④宿泊を伴う校外活動費(交通費・見学科)
⑤修学旅行費
⑥通学費(通学距離の制限あり)

申請時期

4月から翌年1月まで随時受け付けます。5月以降の申請者については申請月分からの支給となります。また、新入学学用品費の入学前(3月)支給を希望する場合は、12月中旬から1月下旬まで受け付けます。

◆申請・問い合わせ先◆

就学援助については、学校又はあなたの住所地の
区役所子ども・家庭相談コーナー(47ページ)
又は、北九州市教育委員会学校支援部学事課就学係
北九州市小倉北区大手町1-1 ☎582-2378



健康のこと

(2) 就学支度資金・修学資金

子どもが、高校・大学・大学院・専門学校などに進学するためにお金が必要なときは、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の中にある就学支度資金や修学資金の無利子の貸付制度があります。お気軽にご相談ください。

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

- 対象世帯** 母子家庭・父子家庭・寡婦・父母のいない児童
- 対象となる学校** 小・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学
大学・大学院・専修学校・各種学校
(詳しくは15ページをご覧ください。)

◆申請・問い合わせ先◆

あなたの住所地の
区役所子ども・家庭相談コーナー(47ページ)の
子ども・家庭相談員に、よくご相談ください。

(3) 高校授業料の負担軽減

高校に在学する生徒で、経済的な理由により授業料を納めることが困難な人には、授業料の負担軽減制度があります。

◆申請・問い合わせ先◆

在学する高校で、よくご相談ください。

4 養育費

養育費は、子どもを監護、教育するために必要となるもので、食費・教育費・医療費など、子どもの生活にかかる費用のことをいいます。子どもがいる夫婦が離婚する場合、父親か母親のどちらか一方が親権者となり、子どもを養育することとなります。

親権者ではない親は、子どもと離れて生活することとなったとしても、子どもの親であることに変わりはありません。

養育費の支払いは、子どもに対して親としての経済的な責任を果たし、子どもの成長を支えるために、とても大切なことです。

北九州市では、養育費に関する各種相談や親子の面会の支援を行っています。

○養育費確保サポート事業

公正証書等取り決め文書作成の手数料や養育費保証契約に係る保証料を助成します。また、養育費全般の相談をアドバイザーが受け付けます。

○弁護士等による無料法律相談

北九州市立母子・父子福祉センターにおいて無料による法律相談を開催しています。

○面会交流支援事業

離婚等で別居している親子の面会について、付き添いなどの支援を行います。

(詳しくは45・46ページをご覧ください。)

- 1 保健サービス
- 2 子ども医療
- 3 ひとり親家庭等医療
- 4 障害者自立支援医療（育成医療）
- 5 小児慢性特定疾病医療
- 6 重度障害者医療
- 7 救急医療
(夜間休日急患センター・休日急患診療所)

